

助成年度：平成 18 年度

[所属] 海上保安大学校

[役職] 講師

[氏名] 鶴田 順

[課題]

アジア地域における「廃棄物」と「再生可能資源」の移動に係る 法的課題の調査と分析

[内容]

再生可能資源の国際移動は「資源の有効利用」という点においては有益ではあるが、「潜在的な汚染性」というリスクも有している。国際的には、有害廃棄物の適正な国際移動を確保するために、1989年に「バーゼル条約」が採択され、その日本における実施法として、1992年に「バーゼル法」が成立したが、その後も、日本から「再生可能資源」や「中古品」と称して輸出された貨物が、輸出先国の税関で通関できず、日本に戻されるという事例がいくつも発生している。日本政府は、いくつかの不適正事例の発生をふまえ、輸出業者からの「事前相談」を通じて得た情報の関係省庁間での共有やバーゼル法の該否判断基準の明確化等を通じて、日本におけるバーゼル条約の実効的な実施を模索してきた。しかし、虚偽の輸出申請がなされた場合に、「税関で見抜く」ということがない限り、バーゼル法上の手続きが完全に迂回されたまま輸出されてしまうという問題は、必ずしも克服されていない。中国政府は、不適正事例の多発を受けて、2003年より、中国に再生可能資源を輸出する業者は、国家質検総局に「輸入廃棄物原料国外供給企業登録」を申請し、「登録許可」を取得することを要件とする制度を採用している。日本国内でも、循環資源の適正な移動に関心を有する事業者や地方自治体等が共同で「国際資源循環トレーサビリティ」の構築を模索している。しかしながら、国際資源循環が真に「資源」循環となるために、日本の優良業者と悪質業者を峻別し、前者を守るのは、中国政府でも事業者でもなく、まずは、日本政府が条約上の義務の履行を通じて果たすべき役割である。